

避難行動要支援者 支援プラン

令和7年2月改正

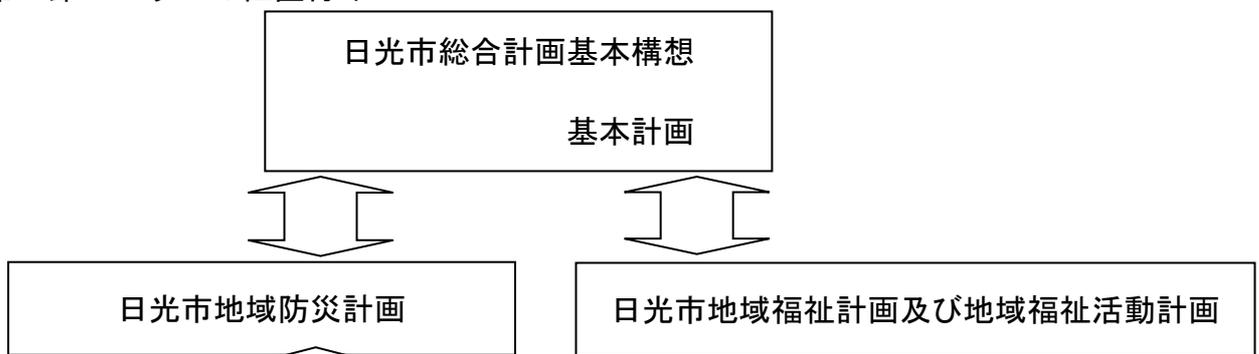
第1章 策定の目的

第1節 目的

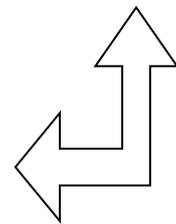
このプランは、日光市地域防災計画に基づき、災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者及び同第49条の10から第49条の17までに規定する避難行動要支援者に関する事項について策定するものです。

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、自力では避難が困難で、支援を必要としている高齢者などの避難行動要支援者を、地域住民（避難支援者）と市（行政）が、避難支援を行うことができるように、避難行動要支援者支援に関する具体的な方法や体制を定めることを目的とします。

第2節 プランの位置付け



1. 活動体制マニュアル	2. 情報収集・提供マニュアル	3. 情報通信利活用マニュアル
4. 相互応援協力・派遣マニュアル	5. 避難所設立・運営マニュアル	6. 避難行動要支援者支援プラン
7. 避難指示・警戒区域設定マニュアル	8. 医療救援マニュアル	9. 土砂災害マニュアル
10. 建築物等危険度判定マニュアル	11. 緊急輸送マニュアル	12. 食料・飲料水・物資マニュアル
13. 保健衛生マニュアル	14. 廃棄物マニュアル	15. 文教・文化財マニュアル
16. 住宅供給マニュアル	17. 交通施設応急対策マニュアル	18. ライフライン施設マニュアル
19. 観光客対策マニュアル	20. 孤立地区対策マニュアル	21. 広報活動マニュアル
22-01. 災害ボランティア活動支援マニュアル	22-02. 災害ボランティアセンター設置運営マニュアル	23. 義援物資・義援金マニュアル
24. 被災者支援マニュアル	25. 被災宅地危険度判定実施本部業務マニュアル	26. 大雪対策マニュアル
27. 杉並木倒木対策マニュアル	28. 福祉避難所開設・運営マニュアル	



第3節 要配慮者と避難行動要支援者の定義

1. 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮が必要な方をいいます。(災害対策基本法第8条第2項第15号)

※その他の特に配慮が必要な方とは、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者等が想定されます。

2. 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害時に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方をいいます。(災害対策基本法第49条の10第1項)

第4節 避難行動要支援者名簿及び避難支援個別計画の整備

日光市に生活基盤がある要配慮者のうち、特に支援の優先度が高い次に該当する方については、避難行動要支援者名簿及び避難支援個別計画の整備を進めます。

ア 身体障がいのある方(身体障害者手帳1・2級)

ただし、心臓機能障がい又は免疫機能障がいのみで該当する方を除く。

イ 知的障がいのある方(療育手帳A1・A2・A)

ウ 精神障がいのある方(精神保健福祉手帳1級)

エ 難病患者(次のいずれかの要件を満たす方)

・筋神経系疾患患者

・人工呼吸器等の医療機器を使用する難病患者

・市の生活支援(障がい福祉サービス)を受けている難病患者

オ 要介護認定者(要介護2以上)

カ 平成26年3月31日現在、日光市災害時要援護者名簿の掲載者であり、引き続き避難行動要支援者名簿への掲載を希望する方

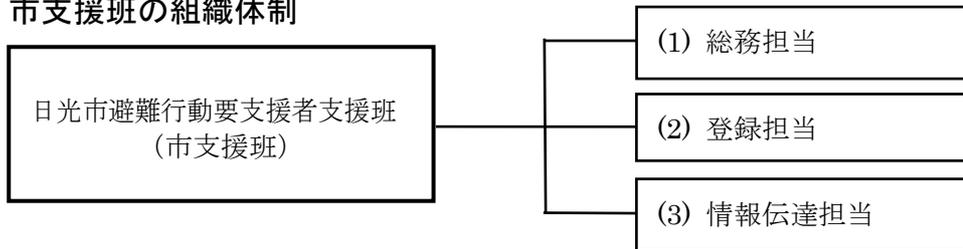
キ その他支援が必要な方

第2章 平常時の対応

第1節 日光市避難行動要支援者支援班（市支援班）の設置

平常時の市支援班は、次のような横断的な組織です。災害対策本部が設置された場合は、本部（健康福祉部）内の組織と位置付けられます。

1. 市支援班の組織体制



2. 市支援班の職員体制

区 分	主管課	関係課
(1) 総務担当	健康福祉部 社会福祉課	企画総務部総務課、地域振興部各行政センター 市民サービス係
(2) 登録担当	健康福祉部 社会福祉課	企画総務部総務課、地域振興部地域振興課、各 行政センター市民サービス係、市民生活部市民 課、健康福祉部高齢福祉課、消防本部警防課
(3) 情報伝達担当	企画総務部 総務課	地域振興部地域振興課（自主防災組織・自治 会）、健康福祉部社会福祉課（民生委員・児童 委員）、消防本部総務課（地元消防団）

3. 市支援班の活動内容

(1) 総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 市支援班の運営事務に関する事 ② 市支援班内の連絡調整に関する事 ③ 市災害対策本部との連絡調整、活動状況等の取りまとめに関する事
(2) 登録担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難行動要支援者名簿の登録制度の普及・啓発に関する事 ② 避難行動要支援者情報の共有に関する事 ③ 避難行動要支援者名簿の登録に関する事 ④ 避難支援個別計画の登録・整備に関する事
(3) 情報伝達担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報伝達体制の整備に関する事 ② 自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、地元消防団等への迅速な情報伝達に関する事 ③ 自主防災組織（自治会）が行う情報伝達への支援に関する事 ④ 情報伝達訓練、避難支援訓練など避難行動要支援者支援の普及啓発に関する事

第2節 地区避難行動要支援者支援班（地区支援班）

1. 地区支援班とは

地区支援班は、地域住民がそれぞれの地域・地区で避難行動要支援者の支援活動をするために、自主防災組織内（自治会にあっては当該自治会内）に設置する組織です。

なお、地区支援班を設置していない地区にあっては、自主防災会や自治会が、その役割を担います。

2. 地区支援班の組織体制

(1) 設立単位

地区支援班の設立は、次の「単位組織」及び「連合組織」の2つが考えられます。

地域性や世帯数、人口規模など、それぞれの地区の実情に合った設立を行う必要があります。

- 単位組織－自主防災組織（自治会）の単位
- 連合組織－複数の自主防災組織（自治会）の連合体単位

(2) 組織構成

地区支援班は、自主防災組織（自治会）内の1つの組織となりますので、当該自治会との連携が必要となります。自治会内の民生委員・児童委員、消防団はもとより、老人クラブなどの市民活動団体を構成員とし、支援体制を強化する必要があります。

【各団体の役割（例）】

団体名	役割
自主防災組織 （自治会）	・避難行動要支援者名簿を活用し、要支援者の避難体制の整備などを行う。
民生委員・児童委員	・避難行動要支援者名簿を活用し、戸別訪問等を行い、平時の見守りおよび個別避難計画作成のサポートを行う。
老人クラブ	・平常時においては、常に会員の状況を把握しておき、活動に参加しなくなった、顔を見かけなくなったなど、状況に変化があったと思われる場合は、速やかに地区支援班に報告を行う。 ・クラブ内の緊急連絡網を整備する。 ・最近寝込んでいる等の情報を入手した場合は、交代で定期的に訪問するなど、状況の変化を見逃さない見守り活動を行う。
女性防火クラブ	・要配慮者への訪問を行い、避難ルートの確認や家具等の転倒の防止などについて助言を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には民生委員・児童委員と連携した安否確認や避難誘導を行うため、仮想訓練等を行い、災害時に備える。
障がい者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体で相互に避難行動要支援者の情報を把握し、名簿登録を進めるよう啓発を行う。

3. 地区支援班の活動内容

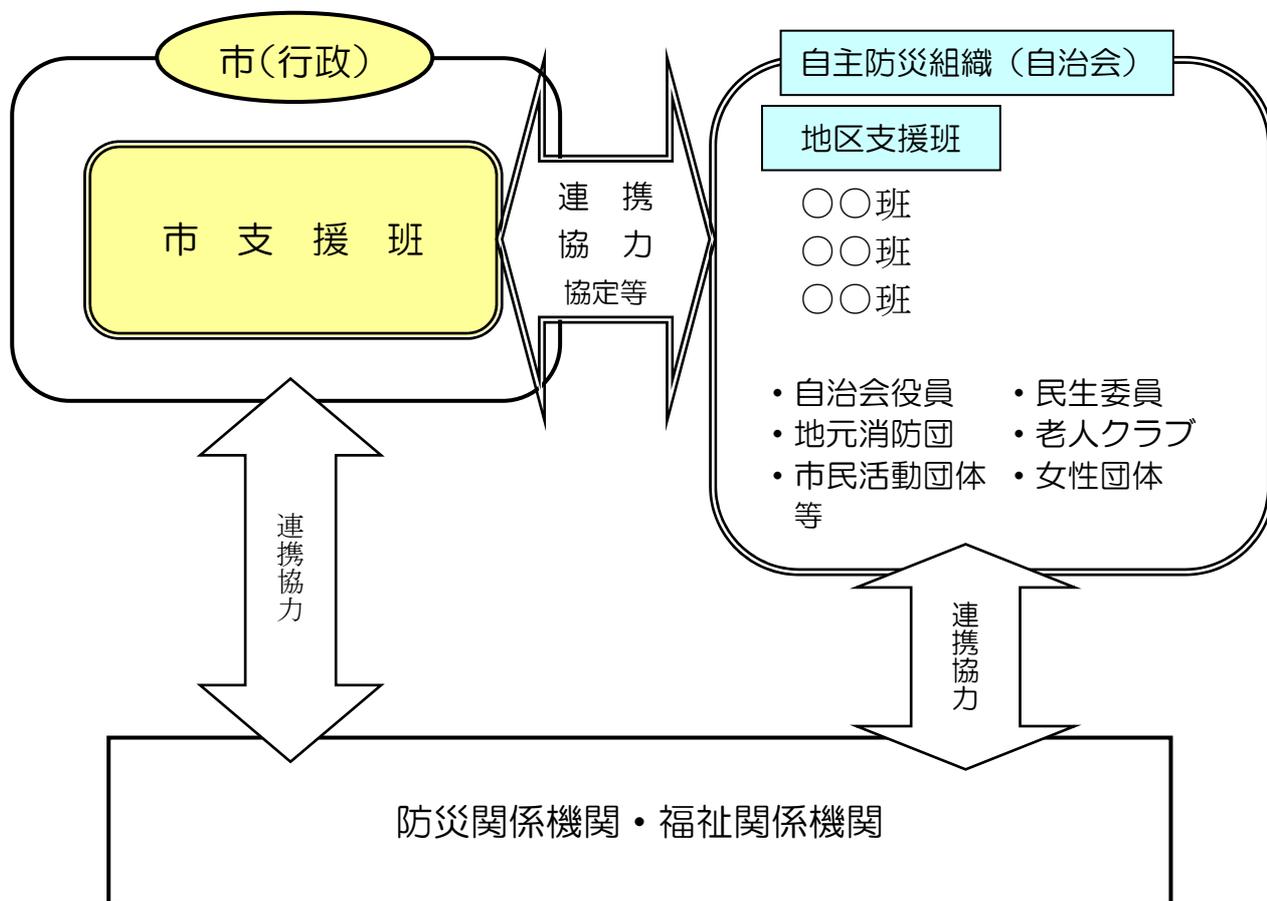
- 情報収集・伝達体制の整備に関すること
- 避難行動要支援者情報の適正管理に関すること
- 個別訪問等による避難行動要支援者情報の収集・登録に関すること
- 避難支援者の決定・登録に関すること
- 自ら収集した避難行動要支援者情報、避難支援者情報の市等への提供に関すること
- 市支援班との連絡調整に関すること
- その他避難行動要支援者支援に関すること

なお、地区支援班はあくまでも避難行動要支援者支援の中心となる組織であり、地区支援班のみが災害時の避難行動要支援者の支援を行えばよいということではありません。

一人でも多くの住民が参加し、地区支援班が中心となって、平常時における備えや災害時の対応を地域全体で構築していくことが重要となります。

第3節 市支援班と地区支援班の連携

市支援班（市）と地区支援班（単位組織）との連携・協力体制は、次のとおりです。



第4節 避難行動要支援者の把握及び決定、登録

1. 把握の方法

避難行動要支援者名簿への登録は、災害時に迅速な対応をとることができるようにするため関係機関共有方式を採用します。

市では、自主防災組織、民生委員・児童委員と連携し、避難行動要支援者の対象となり得る方を訪問するなどして、避難行動要支援者名簿の登録及び避難支援個別支援計画の整備を行います。

避難行動要支援者の把握を進めるにあたり、情報共有を拒否する場合があります。このような場合は避難行動要支援者の情報共有は行わず、災害時には迅速かつ適切な支援を行えるよう体制を整備します。

2. 避難行動要支援者名簿及び避難支援個別計画の共有

市では、避難行動要支援者本人から同意を得た方については、避難支援等関係者と平常時から避難行動要支援者名簿及び避難支援個別計画を共有します。

避難支援等関係者とは、消防機関、警察署、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会をいいます（地域防災計画の定めによる）。

3. 避難行動要支援者名簿及び避難支援個別計画登録制度

(1) 避難行動要支援者名簿

市支援班は、避難行動要支援者に関する情報を避難行動要支援者名簿に登録し、避難支援等関係者と情報を共有します。

避難行動要支援者名簿の記載内容は次のとおりです。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

なお、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ない場合であっても避難支援等関係者に名簿情報を提供します（災害対策基本法第49条の11第3項）。

(2) 避難支援個別計画

- ①市支援班は、避難行動要支援者について、家族や避難支援者などの協力を得ながら、避難支援個別計画を作成・登録します。（巻末様式参照）
- ②登録した避難支援個別計画は、避難行動要支援者本人に配布し、同意があった場合には避難支援等関係者に配布します。
- ③人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者や人工透析を必要とする腎臓機能障がい者等に対しては、県、消防署、病院等の関係機関と連携し、避難支援者の協力を得ながら、病院等への搬送などの避難計画を具体化しておきます。

(3) 市民等への周知・啓発等について

- ①市の広報紙やホームページ、パンフレットの配布や回覧板等、様々な方法により市民に制度を周知します。
- ②避難支援個別計画登録制度の趣旨について、避難支援等関係者に対して説明会を開催します。
- ③地区支援班などの協力を得て、対象者を抽出するとともに、本人及び家族に制度の趣旨を説明し、個人情報提供についての同意を得て、避難支援個別計画を作成・登録を進めます。
- ④避難支援個別計画の活用・管理方法について十分説明を行ったうえ、同計画を避難支援等関係者へ配布し、災害時の避難行動要支援者支援に活用しま

す。

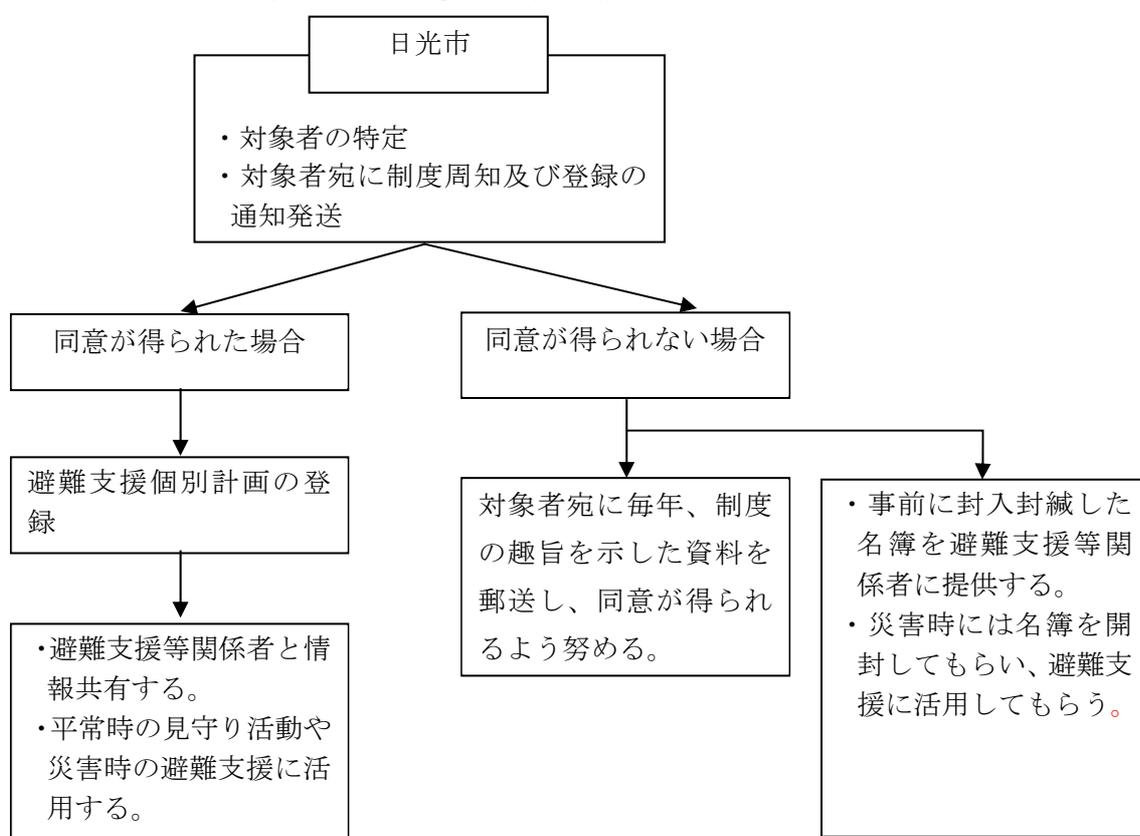
(4) 避難行動要支援者名簿及び避難支援個別計画の更新・管理

災害時にこの登録制度が十分機能するよう、地区支援班などによる平常時の見守り活動などと連携し、常に最新の情報を把握するよう努めます。

また、避難行動要支援者名簿及び避難支援個別計画の内容について、2年に1度確認作業を行います。

なお、避難行動要支援者名簿及び避難支援個別計画は、詳細な個人情報を含むものであることから、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう、情報管理に特段の配慮をします。

< 避難行動要支援者名簿整備の流れ >



(5) 避難支援者の選定

避難支援者は、原則として避難行動要支援者1名につき2名以上とし、避難行動要支援者本人による推薦、または隣接する人々の中から選定します。この場合、例えば障がいのある避難行動要支援者については、その支援に必要なボランティア団体やスタッフなどを登録しておくことも有効であると考えられます。

なお、避難支援者の選定が難しいときには、組・班単位での見守りとし、組長・班長などに支援をお願いすることとします。

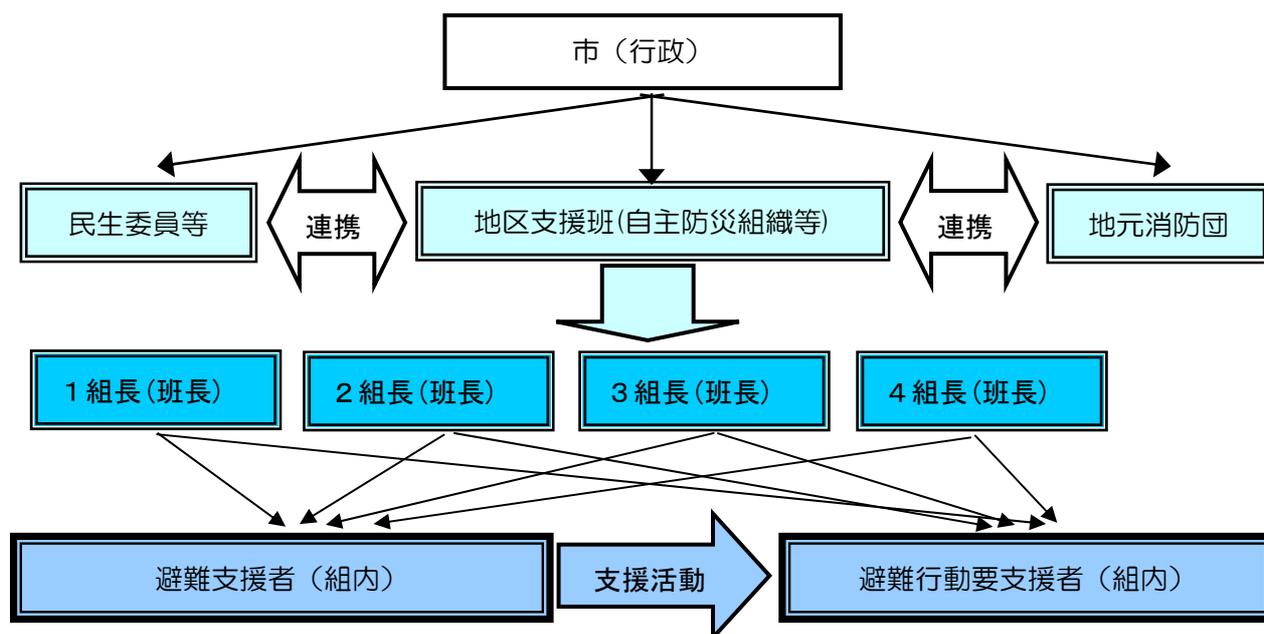
第5節 災害情報伝達体制の整備

重要な災害情報は、複数の伝達方法を確保し、避難行動要支援者まで確実に伝達されるよう体制の整備を図ります。

1. 災害情報ネットワークの構築

災害時には、災害対策本部の情報伝達担当が中心となり、重要な災害情報が避難行動要支援者に確実に伝達されるよう、災害情報ネットワークを構築します。

【一般的な情報伝達ルート（自治会内のネットワーク活用の場合）】



2. 災害情報の伝達手段

(1) 災害情報伝達の機器の整備

聴覚に障がいがある方	携帯電話メール、ファックス、字幕番組受信機能付きテレビ、防災ラジオ（戸別受信機（文字表示あり））
視覚に障がいがある方	メール読み上げ機能付き携帯電話
肢体が不自由な方	フリーハンド用機器を備えた携帯電話

なお、災害情報の伝達に係る機器については、地域防災計画に基づく「情報収集・提供マニュアル」、「情報通信利活用マニュアル」との連携を図ることとします。

(2) 災害情報伝達支援者の登録

特に情報の伝達が困難な避難行動要支援者に対しては、直接本人に災害情報を伝達する情報伝達支援者を選定し、避難支援個別計画に登録します。災害情報伝達支援者は、避難支援者が兼ねても差し支えありません。

第6節 福祉避難所の確保等

1. 福祉避難所の確保

特別な配慮を要する要配慮者が、身体介護や医療相談などの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所を、福祉避難所として指定し、確保します。

(1) 地区福祉避難所の設置

中学校区単位に、小中学校、保育園、公民館などの中から、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適した施設を地区福祉避難所と位置付け、支援を行います。

(2) 拠点福祉避難所の設置

重度の介護を要する場合や、障がいの程度が重く、地区福祉避難所では生活が困難な要配慮者のために、保健福祉センターなどの中から拠点福祉避難所として設置し、保健福祉設備の整備を進めるとともに、災害対策本部、応急救護所、救護所、地区福祉避難所、民間福祉避難所との災害時における連絡や各種支援体制を行う拠点とします。

(3) 民間福祉避難所の設置

民間の高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等社会福祉施設で、災害時に民間福祉避難所として協力できる施設と事前に協定を締結して、災害時における要配慮者の受け入れ態勢を整備します。

なお、福祉避難所の設置については、地域防災計画に基づく「避難所設立・運営マニュアル」をはじめとする各種マニュアル・プランとの連携を図りながら、地区の実情に合わせた設置を行うものとします。

2. 医療支援スタッフの確保

「医療救援マニュアル」との連携を図りながら、上都賀郡市北部地区医師会や日光市歯科医師会、栃木県看護協会県西地区支部等の団体及び地元医療機関との連携を図り、災害時に福祉避難所において要配慮者の健康管理や医療相談などにあたる医療支援スタッフを確保します。

3. 情報伝達体制の整備

福祉避難所において、情報の収集が困難な要配慮者に対して、情報を提供できる

よう、社会福祉協議会などと連携し、聴覚に障がいのある方のための手話・筆記要約ボランティアや日本語を解さない外国人のための通訳ボランティア等について、地域防災計画に基づく「災害ボランティア活動支援マニュアル」との連携を図りながら確保します。

また、視覚障がい者のための情報通信手段の整備に努めます。

4. トイレの整備

「避難所設立・運営マニュアル」との連携を図りながら、福祉避難所において安全で衛生的なトイレ環境を整備できるようにするため、福祉用具関連団体と福祉用具等物資供給に関する協定を結び、仮設トイレやポータブルトイレを設置します。

第7節 地域防災力の向上

1. 防災学習会の開催

市は、日光市社会福祉協議会及び地区支援班の協力を得て、市民が主体となって地域の防災力を高める防災学習会を地域住民や関係団体等に参加を呼びかけ、開催します。

2. 避難行動要支援者参加型防災訓練の実施

市は、地区支援班の協力を得て、避難行動要支援者と避難支援者が一緒に参加し、避難誘導や安否確認等を実施するなど、実践的な避難行動要支援者参加型の防災訓練を地域住民や関係団体等に参加を呼びかけ、実施します。

なお、当市の各自治会等における自主防災への取り組みには、自治会や地域によって、その意識等に差が見られる状況があります。これらの訓練については、本来市全体で実施することが望ましいものですが、防災に対する理解や避難行動要支援者支援プラン等の周知・啓発を兼ね、モデル地区を数か所選定するなどして訓練を実施します。

< 防災学習会・避難行動要支援者参加型防災訓練の段階的实施方法 >

第1段階	市は、社会福祉協議会と協力し、市全体での防災対策や地域防災力を高める防災学習会を開催する。
第2段階	各地区支援班等の主催で、各地区単位で防災学習会を開催する。
第3段階	各地区支援班等の主催で行う防災学習会等において、地区のハザードマップを作るとともに、避難行動要支援者の所在を把握し、具体的な支援方法等を協議する。
第4段階	各地区支援班の主催で行う防災訓練において避難行動要支援者と避難支援者が一緒に防災訓練に参加し、実際に避難支援、安否確認等を行う。

3. 地域の要配慮者支援活動を担う人材の育成

市は、地区支援班やボランティアなどの中から、地区の要配慮者支援活動を継続的・専門的に担う人材を、研修等を通して育成します。

4. 要配慮者の防災知識の普及啓発

市は、要配慮者自身が防災に関心を持ち、正しい知識を身に付けられるよう、防災知識の普及啓発を図ります。

また災害発生時直後は、物資の搬入や調達が困難となります。要配慮者が必要とする医薬品や装具、酸素吸入器などの物品を、最低でも3日分を、要配慮者自身が準備するよう周知します。

5. 視覚障がい者用防災ベストの配布

市は、避難行動要支援者のうち、重度の視覚障がいのある方に対し、避難する際に自分の存在を周囲の人に知ってもらい、周囲の人からの配慮や援助を得やすくするため、視覚障がい者用防災ベストを配布します。

第8節 その他

1. 社会福祉施設間相互の協力体制の構築

管内の社会福祉施設に働きかけ、災害により施設が被害を受けた場合に、入所者の生活支援を相互に行うことができるよう、社会福祉施設間相互協力体制の構築を検討します。

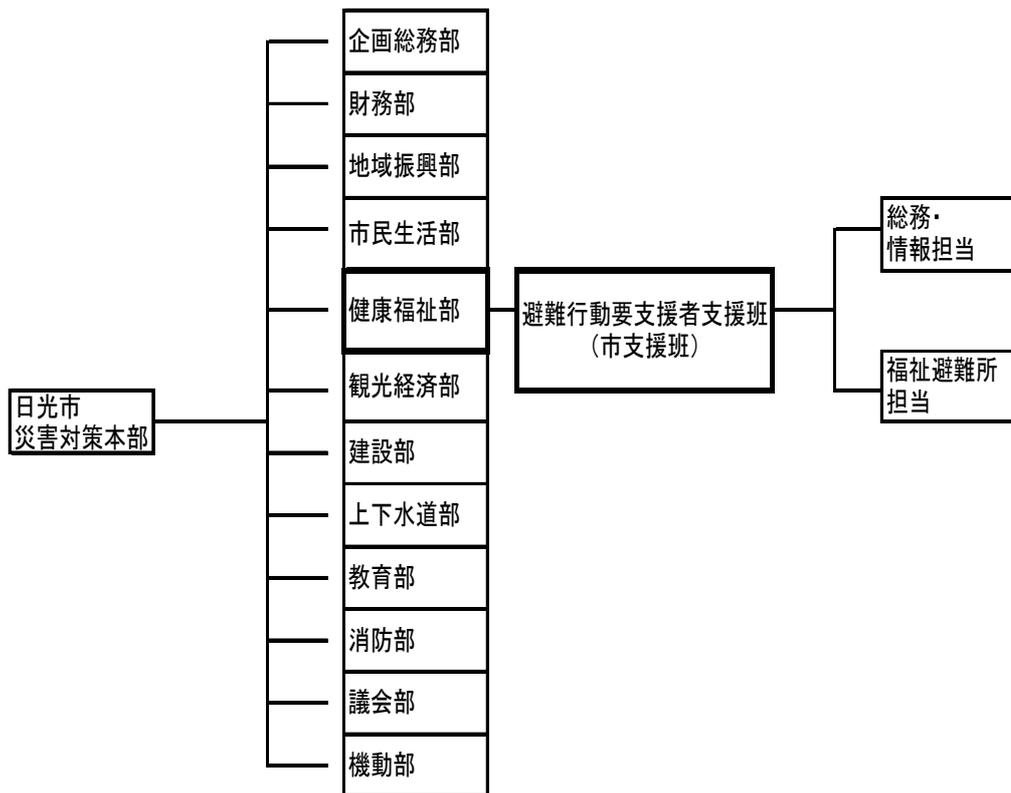
第3章 災害時の避難対策

第1節 風水害等編

1. 災害発生の可能性が高まった段階から救出救命期（おおむね災害発生後6時間）までの対応

(1) 災害対策本部の設置

< 組織体制 >



市支援班は、災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部の保健福祉部門の活動班として、避難行動要支援者への避難準備情報の伝達や避難行動要支援者の避難誘導、安否確認などを行います。

(2) 職員体制

区分	主管課	関係課
総務・情報担当	健康福祉部 社会福祉課	企画総務部総務課、地域振興部地域振興課、各行政センター市民サービス係、健康福祉部高齢福祉課、保育課、消防本部総務課
福祉避難所担当	健康福祉部 社会福祉課	地域振興部各行政センター市民サービス係、市民生活部市民課、健康福祉部高齢福祉課、保育課、健康課

(3) 活動内容

総務・情報担当	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者等避難・避難指示の伝達・ 避難行動要支援者の避難誘導・安否確認・ 県及び他市町村への応援要請・ 放置すると生命に関わる疾病を有した避難行動要支援者への対応・ 支援スタッフの配置・ ボランティアとの連携・ 要配慮者の特性に配慮した物資等の確保・分配・ 要配慮者への相談体制の整備・ 保健福祉サービスの提供
福祉避難所担当	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉避難所の開設・運営・ 要配慮者の特性に配慮した物資等の配布・ 要配慮者に対する相談の実施・ 要配慮者に対する災害情報の伝達

(4) 「高齢者等避難・避難指示」の伝達

災害対策本部は、予報・警報等により風水害等の災害発生が予見される場合には、人的被害の可能性が高まった段階で、高齢者等避難・避難指示を発令します。

市支援班は、地区支援班や災害情報伝達支援者、避難支援者等を通じて、高齢者等避難・避難指示を避難行動要支援者に伝達します。

(5) 避難誘導

避難支援者は、高齢者等避難・避難指示が発令された場合は、一般市民に先駆けて、避難行動要支援者の避難準備完了後直ちに、避難支援個別計画に基づき、あらかじめ指定された避難所等に避難させます。

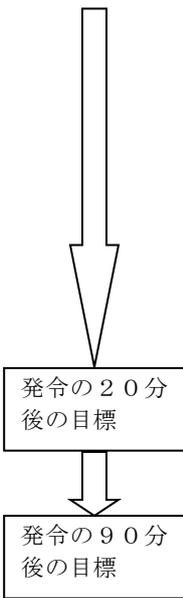
< 高齢者等避難・避難指示伝達の流れ >

1 予報・警報等により災害発生が予測される状況。

2 災害対策本部が高齢者等避難・避難指示を発令。

3 市支援班から、地区支援班や災害情報伝達支援者、避難支援者等に連絡を行う。

4 地区支援班や災害情報伝達支援者、避難支援者等から避難行動要支援者に情報を伝達。



5 **情報伝達完了。**避難支援者は、避難支援個別計画に基づき、避難誘導を開始。

6 **避難行動完了。**地区支援班が各避難場所において、避難支援個別計画に基づき、避難行動要支援者の安否を確認。

(6) 安否確認

① 在宅の避難行動要支援者の安否情報の把握

- ア. 地区支援班は、各避難場所において、あらかじめ把握している避難支援個別計画に基づき、避難行動要支援者の安否確認を開始します。
- イ. 安否確認できない避難行動要支援者がいる場合は、速やかにその避難行動要支援者宅に安否確認に向かいます。
- ウ. 避難行動要支援者の安否が確認できない場合は、速やかにその旨を市支援班に報告します。
- エ. 市支援班は、各避難所に照会をするなど安否不明の避難行動要支援者の所在確認をするとともに、必要に応じて、消防機関や警察等に安否不明の避難行動要支援者の救助を要請します。
- オ. 市支援班は、避難行動要支援者の安否情報を集約します。

② 社会福祉施設入所者の安否情報等の把握

市支援班は、管内の高齢者福祉施設や障がい者福祉施設など社会福祉施設について、被害状況や負傷者等の情報を集約します。

2. 避難救命期（おおむね6時間～72時間）の対応

(1) 県及び他市町村への応援要請

被害の状況等を把握し、必要があると認めるときは、県や災害応援協定を締結した他市町村に対して、要配慮者に必要な物資の提供や支援スタッフの派遣、社会福祉施設への緊急一時入所等を要請します。

(2) 拠点福祉避難所及び民間福祉避難所の開設

あらかじめ指定していた保健福祉センターなどについて、施設の安全を確認するとともに、身体介護や医療相談などの必要な生活支援の提供体制が整備され次第、拠点福祉避難所として開設します。

民間の社会福祉施設については、緊急一時入所の可否、受け入れ可能人数等を確認します。受け入れが可能な社会福祉施設等に対しては、事前に締結した協定に基づき、民間福祉避難所として開設を要請します。

(3) 福祉避難所の運営

①医療支援スタッフの配置

要配慮者の健康管理や医療相談等に当たれるよう、上都賀郡市北部地区医師会（日光市医師団）や、日光市歯科医師会や栃木県看護協会県西地区支部等の団体及び地元医療関係機関と連携し、市の保健師や地元医療関係者等の医療支援スタッフを配置します。

②情報の提供

要配慮者に情報がもれなく伝達されるように、複数の情報伝達手段を使って情報を提供します。

聴覚に障がいのある方	掲示板の貼り紙、広報紙等の文字情報、手話通訳、字幕番組受信機能付きテレビ、防災ラジオ（戸別受信機（文字表示あり））
視覚に障がいのある方	構内放送等の音声情報、テレビ、ラジオ、点字による情報
肢体が不自由な方	フリーハンド用機器を備えた携帯電話

③相談窓口の設置等

地区福祉避難所における要配慮者のニーズを把握するため、要配慮者のための相談窓口を設置するとともに、巡回相談などを実施します。

④ニーズに応じた物資等の提供

地区福祉避難所における要配慮者のニーズに応じた生活用品や物資等を提供するように努めます。

⑤拠点福祉施設避難所等や病院への移送

地区福祉避難所における要配慮者の定期的な体調把握に努め、拠点福祉避難所や民間福祉避難所等への入所が適切であると判断した要配慮者を順次移送します。

(4) 放置すると生命に関わる疾病を有した避難行動要支援者への対応

市支援班は、人工透析を必要とする慢性腎臓病がい者や特定の医薬品が不可欠な難病患者、酸素供給装置などを必要とする低肺機能者など、放置すると生命に関わる疾病を有した避難行動要支援者について、避難支援個別計画から対象者を把握し、その所在を確認するとともに、避難支援個別計画に基づき、医療機関等と連絡調整を図り、人工透析患者を受け入れる体制や、必要な医薬品、酸素供給装置などを確保します。

3. 応急対策期（おおむね72時間～1週間）の対応

(1) 生活支援スタッフの配置

自分の力だけでは生活が困難な要配慮者に対しては、介護等の必要性に応じて、生活支援スタッフを配置します。

日常的な行動に介護を要する方	ホームヘルパー
聴覚に障がいがある方	手話通訳者
視覚に障がいがある方	ガイドヘルパー

(2) ボランティアとの連携

社会福祉協議会及びボランティア団体等で組織した災害ボランティアセンターと連携し、必要な場所に要配慮者支援のためのボランティアを配置します。

ボランティアの活動に対するニーズは刻々と変化するため、市支援班、社会福祉協議会、ボランティア団体等は、随時ニーズの把握に努め、情報を共有し、ボランティアに最新の情報を提供します。

(3) 要配慮者の特性に配慮した物資等の配布

日常的に使われる物資等が要配慮者の特性によって異なるため、相談窓口の設置や巡回相談などにより要配慮者のニーズを把握し、要配慮者の特性に配慮した物資等の配布に努めます。

高齢者	車いす、携帯トイレ、紙おむつ
身体に障がいがある方	車いす、携帯トイレ、紙おむつ、ストーマ装具

4. 復旧期（おおむね1週間～2週間）の対応

(1) 要配慮者への相談体制の整備

① 要配慮者相談窓口の設置

市では、要配慮者総合窓口を設置し、総合的な保健福祉に関する相談等を行います。

市は、社会福祉協議会、手話通訳者、要約筆記者など専門ボランティアと協力し、相談の対応にあたります。

②巡回相談の実施

保健師、ケースワーカーなどの保健福祉専門職員による巡回相談チームを編成し、要配慮者の実態調査及びニーズの把握に努めるとともに、医療機関等と連携し、必要な医療相談や保健指導を行います。

＜ 巡回相談の実施方法 ＞

- 1 実態調査及びニーズの把握には、要配慮者調査票等を作成し、迅速かつ効果的に行います。
- 2 地区支援班や民生委員・児童委員と連携し、個別訪問による要配慮者の実態調査及びニーズの把握を行います。
- 3 地区福祉避難所においては、対面調査による要配慮者の実態調査及びニーズの把握に努めます。
- 4 拠点福祉避難所や民間福祉避難所においては、施設管理者からの報告に基づき、要配慮者の実態調査及びニーズの把握を行います。
- 5 在宅の要配慮者については、地区支援班や民生委員・児童委員と連携し、個別訪問による要配慮者の実態調査及びニーズの把握を行います。

(2) 保健福祉サービスの開始

巡回相談チームによる実態調査及びニーズの把握に基づき、必要な保健福祉サービスを継続的に提供するために、調査の集約やニーズ量を算出し、保健福祉サービス事業者と調整を行い、サービスの提供を開始します。

5. 復興対策期（おおむね2週間～）の対応

(1) 保健福祉サービスの提供

巡回相談チームによる実態調査及びニーズの把握に基づき、引き続き必要な保健福祉サービスを継続的に提供するために、調査の集約やニーズ量を算出し、保健福祉サービス事業者と調整を行い、サービスの提供を行います。

(2) 避難行動要支援者・要配慮者に配慮した応急仮設住宅対策

市は、「住宅供給マニュアル」と連携を図り、

- ・ 仮設住宅の設置
- ・ 保健師、民生委員・児童委員、ホームヘルパーによる定期的な巡回訪問による、安否や健康状態、生活状況等の確認
- ・ 在宅福祉サービスの提供
- ・ 公営住宅等住宅の斡旋

など、避難行動要支援者・要配慮者に配慮した応急仮設住宅対策を行います。

第2節 震災編

1. 震災発生後から救出救命期（おおむね災害発生後6時間）までの対応

(1) 災害対策本部の設置

この項目については、「第1節風水害等編1. 災害発生の可能性が高まった段階から救出救命期（おおむね災害発生後6時間）までの対応（1）災害対策本部の設置」に準ずる。

(2) 職員体制

この項目については、「第1節風水害等編1. 災害発生の可能性が高まった段階から救出救命期（おおむね災害発生後6時間）までの対応（2）職員体制」に準ずる。

(3) 活動内容

総務・情報担当	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者の避難誘導・安否確認・県及び他市町村への応援要請・放置すると生命に関わる疾病を有した避難行動要支援者への対応・支援スタッフの配置・ボランティアとの連携・要配慮者の特性に配慮した物資等の確保・分配・要配慮者への相談体制の整備・保健福祉サービスの提供
福祉避難所担当	<ul style="list-style-type: none">・福祉避難所の開設・運営・要配慮者の特性に配慮した物資等の配布・要配慮者に対する相談の実施・避要配慮者に対する災害情報の伝達

(4) 避難誘導

この項目については、「第1節風水害等編1. 災害発生の可能性が高まった段階から救出救命期（おおむね災害発生後6時間）までの対応（5）避難誘導」に準ずる。

(5) 安否確認

この項目については、「第1節風水害等編1. 災害発生の可能性が高まった段階から救出救命期（おおむね災害発生後6時間）までの対応（6）安否確認」に準ずる。

2. 避難救命期（おおむね6時間～72時間程度）の対応

この項目については、「第1節風水害等編2. 避難救命期（おおむね6時間～7

2時間程度)の対応」に準ずる。

3. 応急対策期（おおむね72時間～1週間）の対応

この項目については、「第1節風水害等編3. 応急対策期（おおむね72時間～1週間）の対応」に準ずる。

4. 復旧期（おおむね1週間～2週間）の対応

この項目については、「第1節風水害等編4. 復旧期（おおむね1週間～2週間）の対応」に準ずる。

5. 復興対策期（おおむね2週間～）の対応

この項目については、「第1節風水害等編5. 復興対策期（おおむね2週間～）の対応」に準ずる。